

# お読みください

令和8年7月～令和9年3月の間に

**【狭い道路の拡幅整備事業】の事前協議で寄附申請された方へ**

(浜松市が寄附土地の測量[委託発注]をするのは令和9年4月の予定です)

① **【抵当権を設定する際に！】**

金融機関からの借入の際に抵当権を設定する場合の注意点です。

寄附する土地を分筆登記する際に、その土地に対する抵当権を抹消する必要がありますが、抵当権一部抹消承諾書（担保土地の地積減少）を提出していただきます。

金融機関によっては、承諾書の作成に時間がかかる場合があるため、あらかじめ、金融機関へこの承諾書の作成を依頼する旨をお伝えください。

② **【ブロック塀や樹木は地下埋設部分も含めて撤去してください！】**

寄附する土地にあるブロック塀や樹木に対する注意点です。

寄附する土地にブロック塀（その基礎）や樹木（その根）があると、土地の所有権を移転することができません。

このため、ブロック塀やその基礎などの工作物、樹木、水道の量水器ボックス、コンクリート舗装等は、地下に埋設された部分を含め、順次、撤去してください。

③ **【外構工事を始めるには！】**

寄附する土地の境界が確定する前の外構工事についての注意点です。

例えば、新設するアルミフェンスの基礎が寄附する土地に入ってしまった場合、土地の所有権を移転することができません。

その状況にならないように、浜松市が測量を行う前に外構工事を始める場合は、事前に寄附する土地の境界を確認して外構工事を始めてください。

なお、境界の確認については、敷地を測量した土地家屋調査士（測量士）や建築物を設計した建築士等へ依頼するなどご留意ください。

④ **【申請代理人との連絡・相談を継続してください！】**

事前協議申請の代理人は、申請者と浜松市の間に立ち、円滑に事業を進めるために重要な役割を担っています。

申請後の手続きや留意事項などについて、綿密に連絡・相談しながら手続きを進めるようお願いいたします。